

5 循環第 4 7 5 号  
令和 5 年 9 月 1 5 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の  
施行について (通知)

このことについて、令和 5 年 7 月 27 日付け環循適発第 2307271 号及び環循規発第  
2307273 号で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制  
課長から、別添 1 のとおり通知がありました。

つきましては、本県においては別添 2 のとおり対応することとしましたので、貴協  
会会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課 産業廃棄物グループ  
電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)  
ファックス 052-953-7776  
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp